

# 港湾部監査結果報告書

## 1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

## 2 監査実施の期間

令和6年4月17日から同年6月26日まで

## 3 監査の対象及び範囲

港湾部の所管に属する令和5年4月1日から令和6年2月29日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務

## 4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

## 5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

## 6 監査の結果

監査の結果、指摘事項として記載すべきものはなかった。